

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の拡充と早期実現を  
求める意見書

平成24年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。)が、国会において議員立法により全会一致で可決成立した。

この原発事故子ども・被災者支援法は、被災者が、(1)支援対象地域を離れて他の地域に移動し、またはもとの地域に戻るという選択の権利を尊重すること、(2)支援対象地域はもとより、支援対象地域外の地域で生活している場合であっても適切に支援すること、(3)特に子どもへの健康被害を防止すること、などが盛り込まれた被災者生活支援等施策を進める基本となる事項を定めたものである。具体的な施策は、政府の定める「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)によるものとされ、今秋、法律の成立から1年以上を経てようやく復興庁から基本方針が示されたが、その内容、当事者意向の把握等の手続きが充分とはいえない。

福島第一原子力発電所事故からは2年半以上が経過したが、今なお、多くの被災者が住み慣れた地域を離れて避難しており、住宅や仕事の確保、子どもの健康不安を初め、二重生活や帰省の費用等、さまざまな負担を強いられている。また、被ばくによる健康被害、とりわけ子ども、若い世代への影響を考えれば一刻も早い対処が必要である。

よって、国においては、被災者の現状を真摯に受け止め、原発事故子ども・被災者支援法に基づき具体的な施策を迅速に実施するよう、次の事項を強く要望する。

記

- 1 被災者生活支援等施策の推進に当たっては、被災者の声を反映させるために継続的に公聴会を開催すること。
  - 2 基本方針で福島県の一部に限られている支援対象地域を、一般人の追加被ばく放射線量の限度として用いられている年間1ミリシーベルトを超える地域を支援対象地域とすること。
  - 3 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月11日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
復興大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
環境大臣  
内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償支援機構)  
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)

殿